

# わっさむ地区活性化計画

北海道和寒町

平成24年3月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	わっさむ地区活性化計画		
都道府県名	北海道	市町村名	和寒町
		地区名(※1)	わっさむ地区
		計画期間(※2)	平成24年～平成26年

## 目標 : (※3)

木質バイオマスによる再生可能エネルギーの利活用を推進するため、木質チップの製造施設や木質チップボイラーによる熱源供給設備の導入を図り、林業事業の再生から林業事業体と林業従事者の育成を図り、定住人口の確保に努めるとともに、基幹産業である農業の活性化を図るため、農業体験や地域資源を利活用する取り組みでの都市との交流による交流人口の増加を図る。また、本町の農林業関係に従事しようとする者が一定期間滞在することができるような滞在施設の整備を進め、通年した研修体制の充実を図り交流人口の増加と定住人口の確保をめざし地域の活性化を図る。具体的目標としては、定住人口の確保として地区内の増加率を4.03% (平成24年度～平成26年度)とする。また、交流人口の増加として地区内の増加率を8.51% (平成24年度～平成26年度)とする。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

わっさむ地区は、和寒町の農業振興地域及び森林整備計画区域を全て包含しており、国有林を除く和寒町全域をわっさむ地区としたところであり、北海道の二大水系石狩川と天塩川の分水嶺「塩狩峠」の麓に広がる自然の恵み豊かな地区である。東、西、南の三方を比較的低い山岳に囲まれた丘陵地と中央部の平坦地からなる穀倉地帯で、名寄盆地の最南端に位置し、総面積224.83平方キロメートル、人口3,870人(平成23年12月末現在)を有す。気候は、内陸型気候を示し寒暖の差が大きく、5月から10月までは比較的高温多照に恵まれているが、10月の後半からは大陸性高気圧の影響を受けて日照時間が短くなり、以降10月下旬から11月初旬には初雪が見られ、積雪寒冷の季節が4月まで続く。町のほぼ中央を一般国道40号とJR北海道宗谷本線が南北に縦貫し、和寒駅を起点とした道道和寒鷹栖線、和寒幌加内線、上士別和寒線が横断している。JR宗谷本線には平成12年3月から運行を開始した特急と普通列車が15往復し、和寒一札幌間を約2時間で結び、国道40号にバスが旭川一名寄間、札幌一名寄間が定期的に運行されており、町民の生活圏は旭川市、名寄市へと広がっている。また、北海道縦貫自動車道旭川鷹栖～和寒間が平成12年10月に開通され、さらに平成15年10月には和寒～士別剣淵間が開通となり、ますます時間的距離の短縮が進む。このようななか、地域産業の低迷による雇用環境の減少や若年層の町外流出が加速し、少子高齢化による本格的な超高齢社会が到来していることから、人口減少に歯止めをかけるため、基幹産業である農業の担い手後継者の育成や林業事業体と林業従事者の育成に努め、地域循環型の産業構造に転換による雇用の創出から定住人口の確保を図るとともに、都市と農村との交流による交流人口の増加に結び付く施策の充実が求められている。

### 現状と課題

和寒町の国勢調査による産業別人口では、第1次産業が38.9パーセントを占めており、昭和35年と比較すると約79.6パーセントが減少、さらには平成12年からの5年間でも約13.4パーセント減少するなど、農業経営者の高齢化、後継者不足などにより、総農家数は年々減少し、減反政策の始まって間もない昭和45年の924戸から平成22年には277戸となり、この40年間に約3割に減少し、離農が進んでいる。これに伴い人口も、昭和35年と平成22年を比較すると、総数で68.1パーセント減少しており特に0歳～14歳で90.0パーセントおよび15歳～64歳で70.5パーセントと減少している。反面、65歳以上の高齢者人口が276.7パーセント増加し、平成23年12月末現在で高齢化率は39.12パーセントに達している。基幹産業である農業振興を基礎として、農村での交流体験や移住定住に向けた一時滞在等を通じた交流人口の増加や定住人口の確保を図る必要がある。また、再生可能エネルギーの利活用を推進し、林業事業の再生や林業事業体及び林業従事者の育成を図り、地域資源の地域内循環を目標とした新たな産業による雇用の創出や交流人口の増加により定住人口の確保を図る必要がある。

### 今後の展開方向等(※4)

新たな農林業関係の産業に従事しようとする者が、地域内に一定期間滞在し移住定住できるような移住定住促進滞在施設や農村の魅力である農林業体験や地域資源の利活用などを学ぶことができる拠点施設として体験型宿泊施設の整備、さらには地域の農産物や特産品の提供と合わせた各種イベントの開催拠点として交流施設及び交流広場の造成を行い交流人口の増加と定住人口の確保を図る。また、木質バイオマス燃料製造施設により製造した木質チップを地域内で活用することができるよう、役場庁舎・図書館・保健福祉センターへチップボイラーによる熱源(温水)を循環するための木質バイオマス燃料熱源供給設備の整備を行い、地域資源を地域内で循環できる取り組みから、除間伐等の林地残材収集や運搬、木質チップ製造段階での新たな雇用の創出を図るとともに、これらの地域材の有効活用を図るため、造林・枝打ち・間伐・皆伐等の森林整備を一層推進し、林業事業の再生から定住人口の確保を図るものとする。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
和寒町	わっさむ地区	農山漁村定住促進施設(移住定住促進滞在施設)	和寒町	有	ロ	
和寒町	わっさむ地区	農山漁村体験施設(農村体験交流施設)	和寒町	有	ハ	
和寒町	わっさむ地区	地域資源活用交流促進施設(地域資源活用交流促進施設/広場造成)	和寒町	有	ハ	
和寒町	わっさむ地区	リサイクル施設(木質バイオマス製造施設/高性能林業機械)	和寒町	有	ニ	
和寒町	わっさむ地区	自然・資源活用施設(木質バイオマス燃料熱源供給設備)	和寒町	有	ニ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

### 3 活性化計画の区域(※1)

わっさむ地区(北海道和寒町)	区域面積(※2)	14,600ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係： 区域面積14,600haのうち、和寒町農業振興地域整備計画や和寒町森林整備計画に定める農林地面積は11,688haで約80.1%を占めている。また、平成17年度国勢調査による全就業人口数は2,243人であり、このうち農林業就業者数は872人で農林業従事者の割合は38.9%を占めており、農林業が重要な役割を担っている地域である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 平成12年国勢調査人口は4,710人であり、平成17年国勢調査人口の4,238人と比較する約10%減少している。また、第1次産業人口は平成12年国勢調査で1,007人であり、平成17年国勢調査の872人と比較すると13.4%減少しており、本町の基幹産業である農業・農村の魅力や食の重要性を理解するとともに、地域資源として豊富にある森林・林業の魅力や地域資源の有効活用が地域の活性化に重要な役割を果たすものである。また、これらの資源を有効に活用して都市と農村の交流による地域間交流を促進し、移住・定住人口の確保が必要な地域である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 都市計画区域を有さず、市街地を形成している区域を含んでいない。</p>		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画期間終了後に計画策定主体である和寒町において、下記の目標達成状況について検証・確認を行うものとする。

※定住人口の確保: 計画期間終了時の平成26年度において住民基本台帳により転出に占める転入者の割合を調査し、目標達成状況を毎年度行うローリング作業において検証・確認を行う。また、第5次和寒町総合計画による事務事業評価の対象として町民で構成する総合計画審議会等で評価を行う。

※交流人口の増加: 計画期間終了時の平成26年度において宿泊施設、観光施設、各種イベント等の入込客数を調査し、目標達成状況を毎年度行うローリング作業において検証・確認を行う。また、第5次和寒町総合計画による事務事業評価の対象として町民で構成する総合計画審議会等で評価を行う。